

我孫子市若い世代の市民活動応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動によるまちづくりを推進するために、若い世代の市民活動への参画を促進することを目的とし、団体に対し、予算の範囲内において交付する我孫子市若い世代の市民活動応援助成金（以下「助成金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民団体 市内に活動拠点があり、かつ、構成員が5人以上で組織された団体（構成員の70パーセント以上が市内に居住するものに限る。）をいう。

(2) 市民活動 団体が自主的に取り組む公益的な事業をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(3) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、高等学校、中等教育学校（前期課程を除く。）、特別支援学校の高等部、大学及び高等専門学校をいう。

(4) 応援対象者 次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 高等学校等に在籍している者

イ 16歳に達する日の属する年度の初日から27歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者

(5) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事から療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

（助成金の種類、助成金の額等）

第3条 助成金の種類及び助成金の額は、別表第1のとおりとする。

2 団体が実施する各事業において、複数の種類の助成金を受けることはできない。

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費は、別表第2に掲げるとおりとする。

（助成対象団体）

第5条 この要綱に基づき助成金の交付を受けることができる団体は、次の各号に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に掲げる事業を実施する者とする。

(1) 参加助成 市民団体が実施する市内での市民活動に、当該市民団体に属していない応援対象者が参加する事業

(2) 提案助成 市民団体に所属し、又は協力する応援対象者が主体となり、新規の市民活動を企画し、市内で実施する事業

(3) 団体助成 構成員が5人以上で、そのうち80パーセント以上が市内に居住し、又は市内の高等学校等に在籍している応援対象者で組織された団体が、新規の市民活動を市内で実施する事業

（事前協議）

第6条 提案助成又は団体助成の交付を受けようとする団体は、事業を実施しようとする年度の前年度の2月末日までに我孫子市若い世代の市民活動応援助成金事前協議書（様式第1号）に、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）に係る収支予算書を添えて提出し、市長と事前に協議しなければならない。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、我孫子市若い世代の市民活動応援助成金交付申請書（様式第2号。第10条第1項において「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業企画書（様式第3号）
- (2) 助成対象事業に係る収支予算書
- (3) 構成員名簿（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、我孫子市若い世代の市民活動応援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により助成金の交付を申請した団体に通知するものとする。

（中間報告）

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）のうち、提案助成又は団体助成を受けて事業を実施する団体は、着手予定日から完了予定日までの期間の中間の日から20日以内に当該事業に係る中間報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更等）

第10条 助成団体は、交付申請書及び添付書類の内容に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたとき、又は助成対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに我孫子市若い世代の市民活動応援助

成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）により市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、我孫子市若い世代の市民活動応援助成事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により、助成団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 助成団体は、助成対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、我孫子市若い世代の市民活動応援助成金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績概要書（様式第9号）
- (2) 助成対象事業に係る収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった時は、その内容を審査し、交付すべき額を確定し、我孫子市若い世代の市民活動応援助成金確定通知書（様式第10号）により助成団体に通知するものとする。

（交付の時期）

第13条 助成金の交付は、助成対象事業の完了後とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、助成対象事業の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

- 2 助成団体は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、我孫子市若い世代の市民活動応援助成金交付請求書（様式第11号）により、市長に請求しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他処分に違反したとき。
- (4) 助成対象事業を実施しなかったとき。
- (5) 解散したとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(令和7年度における事前協議の特例)

2 令和7年度における第6条の規定の適用については、同条中「2月末日」とあるのは、「11月末日」とする。

別表第1 (第3条関係)

助成金の種類	助成金の額	備考
参加助成	1 応援対象者1人につき1回3,000円を限度とする。当該応援対象者が障害者の場合は、その介助者(障害者1人につき1人とし、事業を実施する市民活動団体に所属していない者に限る。)1人につき1回3,000円を限度とする。 2 1事業につき30万円を限度とする。 3 同一年度内において1団体につき3事業を限度とする。	
提案助成	1 1事業につき10万円を限度とする。	同一市民団体に対

	2 同一年度内において1団体につき1事業を限度とする。	する交付は、過去に提案助成を受けた事業と異なる事業の場合に限る。
団体助成	1 別表第2に掲げる助成対象経費の100分の10から100分の90までの範囲とし、100万円を限度とする。ただし、備品費については10万円を限度とする。 2 同一年度内において1団体につき1事業を限度とする。	同一団体に対する交付は、過去に団体助成を受けた事業と異なる事業の場合に限る。

別表第2（第4条関係）

区分	助成対象経費	費目	備考
参加助成	市民団体が実施する市内での市民活動に、当該市民団体に属していない応援対象者が参加した場合に、当該応援対象者及びその介助者に係る経費	交通費	応援対象者及びその介助者の電車、バス代等の移動に要する費用
		食糧費	応援対象者及びその介助者の賄い（昼食代等）に係る費用
		その他経費	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用に限る。
提案助成	市民団体に所属し、又は協力する応援対象者が主体となり、新規の市民活動を企画し、市内で実施するための経費	報償費	講師等の外部専門家に対する謝金
		交通費	電車、バス代等の移動に要する費用
		消耗品及び原材料費	1品につき1万円未満の物品に限る。
		図書購入費	事業に係る資料等の購入に限る。
		印刷製本費	事業に係るチラシ、資料等の印刷

			又は製本に限る。
		通信費	郵便料金等
		保険料	行事等の開催時に掛ける場合に限る。
		研修費	講座受講料、大会等参加費（宿泊を伴うものを除く。）
		食糧費	講師等の外部専門家の賄い（昼食代等）に係る費用に限る。
		使用料	施設使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。）及び物品の借上費（レンタル等）
		警備費	イベント開催時の交通整理に限る。
		備品費	事業の運営を効果的・効率的にする物品で、1品につき1万円以上のもの
		その他経費	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用に限る。
団体助成	構成員が5人以上で、そのうち80パーセント以上が、市内に居住し、又は市内の高等学校等に在籍している応援対象者で組織された団体が、新規の市民活動を市内で実施	報償費	講師等の外部専門家に対する謝金
		交通費	電車、バス代等の移動に要する費用
		消耗品及び原材料費	1品につき1万円未満の物品に限る。
		図書購入費	事業に係る資料等の購入に限る。
		印刷製本費	事業に係るチラシ、資料等の印刷又は製本に限る。
		通信費	郵便料金等

	するための経費	保険料	行事等の開催時に掛ける場合に限る。
		研修費	講座受講料、大会等参加費（宿泊を伴うものを除く。）
		食糧費	講師等の外部専門家の賄い（昼食代等）に係る費用に限る。
		使用料	施設使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。）及び物品の借上費（レンタル等）
		賃借料（借家）	団体事務所に係るものに限る。
		光熱水費	団体事務所に係るものに限る。
		警備費	イベント開催時の交通整理に限る。
		備品費	団体の運営を効果的・効率的にする物品で、1品につき1万円以上のもの
		その他経費	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用に限る。